

「第三期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」について

1 計画策定の趣旨

- 令和2年3月に策定した「第二期長野県子ども・子育て支援事業支援計画」が令和6年度末をもって終了
- これまで実施してきた施策の成果や課題等を踏まえ、教育・保育の量や質の向上を目指し、市町村等の取組を支援する令和7年度からの新たな第三期計画を策定

2 計画の概要

(1) 計画の位置付け	子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき策定するものです。また、「長野県子ども・若者支援総合計画」（本年度一部改正）の一部を構成するとともに、「長野県社会的養育推進計画（後期計画）」（本年度策定）、「長野県障がい者プラン2024」などの県の関連諸計画との整合を図ります。
(2) 計画期間	<u>令和7年度～令和11年度（5か年）</u>

3 第三期計画の検討状況等

- R 6. 1 長野県社会福祉審議会へ諮問
- R 6. 8 子育て支援専門分科会（第1回）：第二期計画の点検・評価
- R 7. 1 子育て支援専門分科会（第2回）：計画策定に向けた論点整理
- R 7. 1 パブリックコメント（R7.1.17～2.17）：計画原案に係る県民意見公募
- R 7. 2 子育て支援専門分科会（第3回）：計画案（答申案）の審議
- R 7. 3 長野県社会福祉審議会から答申・計画策定

4 第三期計画の概要

(1) 基本理念

- 子どもが生まれた時から持っている育つ力を発揮して、能動的かつ自立的に活動し、自らを大切に思う気持ちを持って自分らしく、心身ともに健やかでたくましく成長することができるようにする。
- 保護者が子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるようにする。

(2) 基本目標 第三期計画の理念

- ・「みんなで支える子育て安心県」の構築（第二期計画から継続）

(3) 具体的施策の内容

第1編 幼児期の教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の推進

- 区域の設定
- 教育・保育の量の見込み（需要）及び確保方策（利用定員）
- 幼児期の教育・保育の一体的提供（認定こども園への移行推進）
- 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保（認可外保育施設等）
- 教育・保育等、従事者の確保及び資質向上

- 地域子ども・子育て支援事業の推進（放課後児童クラブ、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業、産後ケア事業等）
- 市町村の区域を超えた広域的な見地から行う調整
- 教育・保育情報及び特定教育・保育施設設置者等経営情報の公表（経営情報の見える化）

第2編 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

- 児童虐待防止対策の充実
- 社会的養育の充実・強化
- ひとり親家庭の自立支援の推進
- 障がい児施策の充実

(4) 第二期計画からの変更点（主なもの）

- 地域子ども・子育て支援事業に乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）等6事業を追加
- 教育・保育情報に加え、保育所等の職員処遇等経営情報の公表を行うことについて記載
- 達成目標の見直し（8指標→10指標）
- 待機児童対策、保育所等の従事者確保において、R5年度末に実施した「保育士・保育所等実態調査」の結果を踏まえた方針等を記載
- 人口減少が著しい地域における保育機能の確保・強化について記載
- 最新の関連計画（長野県社会的養育推進計画（後期計画）、長野県障がい者プラン2024）と整合

(5) 達成目標（主なもの）

指標名	現状(R6)	目標(R11)	備考
保育所等利用待機児童数	30人	0人	保育所等の利用に係る待機児童数
ファミリーサポートセンター事業実施市町村数	53市町村	70市町村	子どもの送迎や預かりなど、子育ての援助を受けたい人(依頼会員)と援助を行いたい人(提供会員)が地域で総合援助を行うファミリーサポートセンター事業を実施している市町村数
病児・病後児保育利用可能市町村割合	89.6% (69市町村)	100% (77市町村)	病気または病気の回復期にある子どもの保育を行う「病児・病後児保育事業」の利用可能な市町村割合、市町村数
放課後児童クラブ待機児童数	6人	0人	放課後児童クラブに係る待機児童数
こども家庭センター設置市町村数	33市町村	77市町村	全ての妊産婦、子育て世帯、こどもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関(児童福祉法第10条の2)を設置している市町村数